

第4回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月11日（月） 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（12人）

会長（議長）	9番	足立晋哉
農業委員	1番	河岡誠
	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古徳哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆
	8番	梶谷重幸
最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 2番 足立恵子

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良収
主幹	渡邊龍太
主任	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第15号 職員の任免について

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第17号 非農地証明申請書について

議案第18号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定に基づく特定農地貸付の承認について

議案第19号 農用地利用集積計画（案）について

議案第20号 農用地利用配分計画（案）について

報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書

報告第 14 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和 4 年第 4 回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日は 1 名欠席ですので定足数に達しており会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する総会の議事録署名委員
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、4 番橋本委員、5 番古徳委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和 4 年 3 月 22 日（火）鳥取県農業会議臨時総会（会長・事務局長）

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第 15 号「職員の任免について」を議題
とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 15 号「職員の任免について」ご説明いたします。
4 月 1 日付けの境港市の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員の任免につ
いて、議案書 1 ページのとおり提案するものです。農政課の 2 名の職員を任命し、
水産商工課及び総務課に異動となった 2 名の任を解くものであります。2 ペー
ジには、任免後の事務局職員の名簿を掲載しております。定数条例のとおり、
6 名の職員が併任となります。以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。
それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第 15 号は、原案のとおり承認されました。

事 務 局 それではここで議事を一旦中断し、この度任命する職員と任を解く職員の辞令
交付式を行います。

(辞令交付式を実施)

議 長 続きまして議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の 3～4 ページです。

(番号 1)

譲渡人が新屋町の A さんで、譲受人が渡町の B さんです。

申請地を売買により所有権移転し露地野菜を栽培するという申請内容です。土地の所在は、境港市渡町、畑、432㎡、で農用地区域内にあります。地図は 4 ページです。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

まず、第 1 号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持するとのことですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は 1 年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第 5 号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が、19,702㎡で、合計耕作農地面積が、20,134㎡となり、下限面積要件の 20アールを満たすこととなります。

第 6 号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、阿部委員、橋本委員、永井委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

永井委員 現地はとてもきれいにしており、現地調査をした時もトラクターをかけた後でした。今回譲り受ける、B さんは多くの畑を持っておられるようなのでこれから積極的に耕作されるのではないかと思います。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので採決をとります。議案第１６号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第１６号「農地法第３条の規定による許可申請書について」は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第１７号の説明をお願いします。

事 務 局 議案第１７号「非農地証明申請書について」を説明させていただきます。議案５～６ページです。

申請人は外江町のＣさんです。土地の所在は、福定町、畑、７７６㎡で調整区域内にあります。地図は６ページです。

申請地は以前より、耕作放棄地であり、農地としての再生は困難とのこと。現地調査は、阿部委員、橋本委員、永井委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

橋本委員 現地は、ずっと奥まで山のようになっていて、かなりひどい状況です。南側ですが、日当たりも悪く活用ができません。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。議案第１７号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第１７号は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第１８号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定に基づく特定農地貸付の承認について」の説明をお願いします。

事 務 局 議案第１８号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定に基づく特定農地貸付の承認について」の説明させていただきます。議案７～１２ページです。市民農園に関する特定貸付の承認についてです。

事 務 局 特定農地貸付とは、農地を農業者以外の方に貸し付ける事を言います。境港市では、中野、竹内、中浜３ヶ所で市民農園の運営をしています。これまでは、土地については土地の所有者と市が直接契約を交わしてしまして、賃借料も市

から直接土地の所有者に支払いを行っていました。昨年、中野の市民農園が移転した時に調べたところ、特定農地貸付に該当するとわかりましたので、この度、特定農地貸付要綱を制定しまして、令和４年度からは貸付要綱に沿って市民農園の貸付を行っていきたいと考えております。特定農地貸付の特例に関する法律の概要資料を配布しておりますが、境港市の行っている市民農園は、地方公共団体に該当し、総務課と相談して貸付要綱を作成しました。次に農業委員会に申請承認を得てから利用者の方に貸し付けを行う仕組みとなっております。参考で、現在の市民農園の利用状況の表も添付しております。中野、竹内、中浜とも利用率が５０％程という状況です。土地所有者の一覧も表示していますが、中野が３筆、竹内が２筆、中浜が４筆になります。賃借料につきましては、面積×１０円で年間の賃借料を設定しています。今回承認していただきたいのは、特定農地貸付要綱です。貸付は１年単位で、１区画約１０坪、年間２３００円と設定します。市民の方限定で、１人１区画の貸付となります。場所は、中野市民農園は文化ホールの東側、伯州綿畑の東側で線路沿いです。竹内市民農園は給食センターの東側の農地です。中浜市民農園は航空自衛隊美保基地の正面の入口付近に位置しています。この３ヶ所で市民農園の運営したいと考えております。審査の方をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

永井委員 １区画１０坪というのは決まりがあるのですか？

阿部委員 利用率が半分しかないという事は、狭すぎて利用する人がないとか何か理由があるのでしょうか。場所が悪いとか、意見がありますか。

事務局 場所について、遊休農地で農家の方が使われてない農地を使っていますので、排水については、あまり良くない土地であります。利用者の方から、もっと使いたいと言う方もおられましたが、昨年までは１世帯１区画としていたのですが、今回要綱を定めるにあたって一人１区画に変更しまして、そうすると夫婦であれば２区画使える様に変更したところです。これまで以上に周知の方をしっかりとしていきたいです。

議長 中野市民農園の利用戸数はどれくらいですか。

事務局 追加資料に中野市民農園利用状況の表がありまして、中野は５２区画数がありまして、そのうち利用数が２７区画になります。

永井委員 区画によって条件のいいところと悪い所が出てきませんか。

事務局 あります。同じ中野でも場所によって排水が違うので、利用者の方から移動したいと要望があれば柔軟に対応しています。

事務局 予算補足説明資料に市民農園管理費として約２３万円を組んで、その中から維持費（ポンプの修理、草刈り、消耗品）の予算化をしています。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。議案第１８号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第１８号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第１９号「農用地利用集積計画（案）について」、議案第２０号「農用地利用配分計画（案）について」関連がありますので一括して説明をお願いします。

事務局 議案第１９号「農用地利用集積計画（案）について」を説明させていただきます。議案１５ページをご覧ください。
今回集積させてもらう各筆明細が載っております。こちらを簡単に説明しますと、上から数えて１番目から９番目までが新規の案件になりまして、１０番目から下が既に担い手育成機構と契約のあるものの更新となっております。続きまして、議案第２０号「農用地利用の配分計画（案）について」説明させていただきます。こちらは１７ページをご覧くださいまして、整理番号の１番、株Ｄさんというのが、先ほど申し上げました集積計画の内の既に担い手育成機構と契約があるものの更新をほとんどが担っているような状況になります。他は、個人さんが新規で借りられるものとなっております。説明は以上です。

議長 議案の説明が終わりました。他にご意見ご質問等はありませんか。
ないようですので、それでは採決いたします。議案第１９号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第１９号は、原案のとおり承認されました。
続きまして、議案第２０号に賛成の方は挙手をお願いします。
（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第20号は、原案のとおり承認されました。

(事務局から次の事項について報告)

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○鳥取県西部会長協議会(会長・事務局長) 令和4年4月19日(火)

○常設審議委員会(会長) 令和4年4月22日(金)

○第5回境港市農業委員会総会(第1会議室)

◆午後1時30分～ 令和4年5月13日(金)

・農業委員会情報 市報4月号「令和4年春季農作業労賃標準額」

「畑の飛砂防止」

市報5月号「農地や用水路への不法投棄について」

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和4年第4回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和4年4月11日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
